

公立学童保育室児童保護者各位

戸田市こども健やか部児童青少年課長

新型コロナウイルスの感染防止に伴う学童保育の自粛要請及び「学童保育料の免除」について（連絡）

日頃、戸田市行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、現在、市内においても急激な新型コロナ感染拡大が続いており、市内医療ひっ迫も想定されることから、感染防止のため学童保育の自粛を要請いたしたく、また、そのことに伴い、令和4年2月の学童保育室の出席日数が一定の基準以下となりました場合には、戸田市学童保育室条例第6条第3項の規定により、下記のとおり学童保育料の免除を実施します。

なお、今回の自粛要請については、必要な保育の利用を妨げるものではありません。

記

1 学童保育料免除の基準

ひと月の学童保育室への出席日数が10日以内の場合は、学童保育料を全額免除とする（出席日数が11日以上の場合は全額納付）。

期間	基準	保育料免除内容	備考
令和4年2月	出席日数10日以内	全額免除	出席日数が11日以上は全額納付
令和4年3月以降	未定 ※今後実施する場合は別途通知します。		

※通常時は、本市ではひと月の間に学童保育の利用がなくとも学童保育料を納付いただいております。

2 免除申請の方法

1の免除基準をご確認の上、令和4年2月の学童保育料について免除申請を行う場合、2月10日(木)から3月9日(水)までの間に、別添（A4サイズ1枚にまとめた「戸田市学童保育料減額・免除申請書」及び還付金受取口座の登録のための「口座振込払依頼書」・「委任状」（新たに振込先を設定の場合はさらに、別添A4サイズ1枚の「登録用口座振込払依頼書」も必要）を記載の上、通室先の公立学童保育室又は戸田市役所児童青少年課へ直接ご提出ください。市役所では郵送での受付も行っております。その場合は児童青少年課あてに郵送記録の残る方法でご郵送ください。

なお、本年度については9月に同様の免除を実施しており、その際「戸田市学童保育料減額・免除申請書」「口座振込払依頼書」「委任状」をご提出いただいている場合には、今回の提出は不要です。

※以前に申請した内容に変更がある場合には、児童青少年課へお問い合わせください。

3 申請後の流れ

保育料の還付について、**保育料を口座引き落としにされている方**は、引き落としは通常通り行われますが、市で2月分の利用実績等を審査の上免除基準に該当した場合には免除決定通知書をお渡しし、後日、2月分の保育料を還付いたします（令和4年4月頃順次振込予定）。**保育料を現金納付されている方**については、免除申請の方法は引き落としの方と同様ですが、還付方法が異なりますので、その点については別途通知いたします。

なお、令和4年3月以降の免除の取り扱いについては未定であり、今後新型コロナのまん延状況等を考慮した上で免除を行うかどうかを検討し、実施する場合には改めて別途通知いたします。

（連絡先）〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1

戸田市役所 児童青少年課 放課後こども担当 （電話）048-441-1800内線455

太枠内をご記入ください。

この申請書は、通室先の学童保育室又は戸田市役所児童青少年課へ直接ご提出ください。また、児童青少年課では郵送での受付も行っております。

第9号様式(第11条関係)

戸田市学童保育料減額・免除申請書

No.

フリガナ			
児童氏名			
生年月日	年 月 日	学年・組	年 組
保育室名	小学校		学童保育室
保護者氏名			
住所・電話	埼玉県戸田市 電話 — —		
申請理由	コロナ禍における家庭での保育の協力		

保育料の減額・免除を受けたいので、上記の通り申請します。

令和4年 月 日

(宛先)
戸田市長

保護者氏名 _____ 印 _____

※本申請書をもとに、各学童保育室に登室状況を確認します。 ※押印はシャチハタ不可となります。

◎毎月の保育料を現金納付されている方は以上で記載は終了です。

◎毎月の保育料を口座引き落としにされている方は、以下もご記入ください。

口座振込払依頼書

学童保育料免除に伴う還付金については、下記の口座に振り込んでください。

記

※ご希望の振込先の番号に○をつけてください。

- 1 学童保育料の引き落とし口座
- 2 新たに振込先を設定→別添の「口座振込払依頼書」(登録用)をご記入ください。

令和4年 月 日
住所 _____

保護者氏名 _____ 印 _____

委任状

戸田市学童保育料の免除に伴う還付金について、上記「口座振込払依頼書」に基づく口座名義人に対し、受領権を委任します。

保護者氏名 _____ 印 _____

「口座振込払依頼書」及び「委任状」の保護者氏名欄及び押印は、上記「戸田市学童保育料減額・免除申請書」と同一にしてください。

免除申請者と還付金の受取人(口座名義人)が異なる場合は委任状が必要です。

「口座振込払依頼書」で1の学童保育料引き落とし口座を選択した場合で、口座名義人がご自身か他の保護者か不明の場合や、2を選択し、免除申請者と口座名義人が別の保護者の場合は、こちらの委任状をご記載ください。保護者氏名欄及び押印はすべて同一にしてください。

還付手続きフローチャート

※毎月の保育料支払い方法により、記載が必要な個所が異なります。

戸田市学童保育料減額・免除申請書（上段）に記入

※保護者氏名及び押印はすべて同一にしてください(シャチハタ不可。)

口座
引き落
しの方

現金
納付
の方

口座振込払依頼書（下段）にて「1」又は「2」に○をつけ、日付・住所・保護者氏名を記入し押印。
※保護者氏名は上段で記載した保護者氏名と同一にしてください。

終了です。

※昨年度の保育料還付の際に一度登録された方についても「2」を選択した場合は、最後に記載があります別添「口座振込払依頼書（登録用）」の記入が必要となります。

- ・「1」を選択した方で、戸田市学童保育料減額・免除申請書及び口座振替依頼書に記載した**保護者氏名と口座名義人が同一か不明の場合**
- ・「2」を選択し、保護者氏名（免除申請者）とは**別の口座名義人となる場合**

委任
状へ
の
記載
が
必
要

委任状に署名・押印が必要です（保護者氏名は戸田市学童保育料減額・免除申請書及び口座振込払依頼書に記載した保護者氏名と同一にしてください。）。

「2」
を選
択
し
た
方

「2」を選択した場合、別添「**口座振込払依頼書（登録用）**」に必要事項を記入してください（1に○をつけた方は不要です。）。
※銀行の届印である必要はありません（シャチハタ不可。）。

口座振込払依頼書（登録用）

★「2 新たに振込先を設定」を選択した場合のみ必要

個人の口座登録
第29号様式（規則第57条関係）

会計課処理欄	
区分	甲・乙・丙・報酬
コード	- 9

口座振込払依頼書

令和 年 月 日

（あて先）
戸田市会計管理者

私（当社）の受取金は、次の預金口座へ振込み願います。

右記債権者（受取人）は、「戸田市学童保育料減額・免除申請書」の呆護者と同一人としてください。

債権者 （受取人）	(フリガナ) 住所又は所在地 (〒 -)		電話 () -
	(フリガナ) 法人名		
	(フリガナ) 氏名又は代表者職名		印
	生年月日	年 月 日	
振込先	金融機関名	銀行 ・ 信用金庫	
	支店名	支店	
	口座種別	普通預金 ・ 当座預金	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義		

- (注) 1 太枠内のみ記入してください。
2 印鑑は、請求書の印と同じものを使用してください。
3 金融機関名及び口座種別は、該当箇所を○で囲んでください。

会計課処理欄	
登録	新規・変更
	システム・リスト
入力	確認

所管課記載欄	
所管課 担当者	
内線	
登録期限	月 日
連絡	要 ・ 不要
税表区分 (不明の場合、 会計課に要確認。)	甲・乙・丙・報酬
登録	新規・変更

振込先の口座名義が上記債権者と異なる場合は、「戸田市学童保育料減額・免除申請書」の用紙下段の「委任状」を、必ず記名・甲印をお願ひします。

口座振込依頼書（登録用）
「2 新たに振込先を設定」を選択した場合のみ必要

個人の口座登録

会計課処理欄	
区分	甲・乙・丙・報酬
コード	- 9

第29号様式（規則第57条関係）


口座振込依頼書(記入例)

個人の口座登録の記入例

令和3年9月10日

(あて先)
戸田市会計管理者

私(当社)の受取金は、次の預金口座へ振込み願います。

債 受 取 者	(フリガナ) サイタマケン トダシ カミトダ 住所又は所在地 (〒 335-8588) 埼玉県 戸田市 上戸田 1-18-1 電話 (048) 441-1800	
	(フリガナ) 法人名	
	(フリガナ) トダ タロウ 氏名又は代表者職名 戸田 太郎 生年月日 昭和40年 1月 1日	印 シャチハタ不可 
振 込 先	金融機関名	とだ 銀行 ・ 信用金庫
	支店名	戸田 支店
	口座種別	普通預金 ・ 当座預金
	口座番号	4411800
	フリガナ	トダ ハナコ
	口座名義	戸田 花子

- (注) 1 太枠内のみ記入してください。
2 印鑑は、請求書の印と同じものを使用してください。
3 金融機関名及び口座種別は、該当箇所を○で囲んでください。

会計課処理欄	
登録	新規・変更
	システム・リスト
入力	確認

所管課記載欄	
所管課 担当者	
内線	
登録期限	月 日
連絡	要 ・ 不要
税表区分 (不明の場合、 会計課に要確認。)	甲・乙・丙・報酬
登録	新規・変更